

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月14日
【計算期間】	特定3期（自平成23年12月20日 至平成24年6月19日）
【ファンド名】	日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0228
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、アジア高成長内需関連株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として、アジア各国・地域の取引所に上場している株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金2,500億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

組入マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (資 産 複 合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一 股 大 型 株 中 小 型 株	年 1 回	グ ロ ー バ ル		
債 券 一 股 公 債 社 債 そ の 他 債 券 ク レ ジ ッ ト 属 性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回(隔月) 年 12 回(毎月)	日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア	ファミリーファンド	あ り
不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (投 資 信 託 証 券 (株 式 一 般))	日 々 そ の 他 ()	オ セ ア ニ ア 中 南 米 ア フ リ カ 中 近 東 (中 東) エ マ ー ジ ン グ	ファンド・オブ・ファンズ	な し
資 産 複 合 () 資 産 配 分 固 定 型 資 産 配 分 変 更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年12月22日 信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

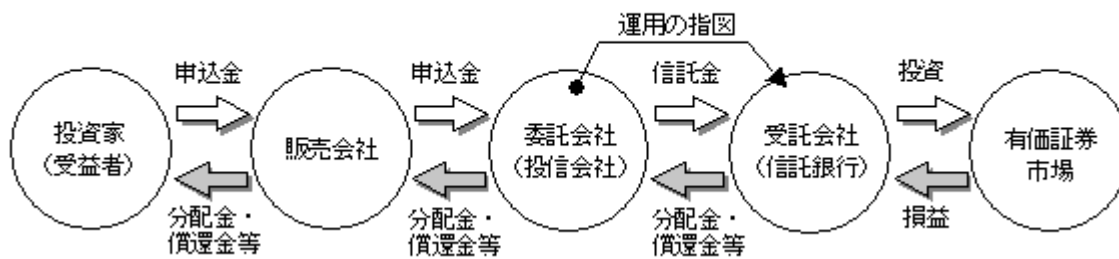
（ロ）受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成24年7月31日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイグローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

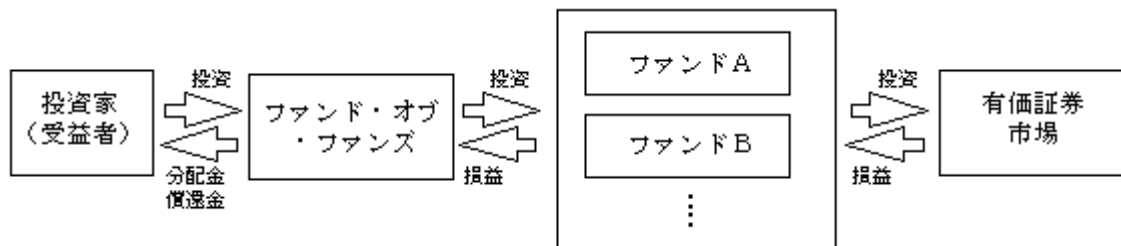
（平成24年7月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率(%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、アジア各国・地域の取引所に上場している株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

a. 主として、アジア各国・地域の取引所に上場している株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

b. 世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるアジア各国・地域の消費拡大によって恩恵を受ける「内需」関連企業の株式に投資します。

* 内需関連企業とは、主としてアジア各国・地域で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を行う企業等とします。

c. アジア各国・地域の株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資は、下表の基本資産配分比率を基準に一定の範囲を設けて行うものとします。

インド	アセアン地域	中国・香港・台湾	韓国
30%	30%	20%	20%

上記の比率は投資信託証券への投資割合です。また、投資信託証券への投資は、原則として高位を保ちます。

投資対象とする投資信託証券については、アジア各国・地域の消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。投資対象の投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

(ロ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ニ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ホ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

アジア高成長内需関連株式マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	アジア各国・地域（日本を除く、以下同じ）の株式を主要投資対象とする投資信託証券。
運用の基本方針	アジア各国・地域の株式を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券

コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）

投資顧問会社	コタック・マヒンドラ（UK）リミテッド
主要運用対象	主としてインドの市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてインドの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド

投資顧問会社	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
主要運用対象	主としてアセアン加盟国の市場で上場または取引されており、または当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてアセアン加盟国の消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）

委託会社	JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社
運用委託会社	JFアセット・マネジメント・リミテッド
主要運用対象	JF 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券 以下は、マザーファンドの主要投資対象です。 拡大中国（中国大陸、香港、台湾）のいずれかの市場で上場または取引されており、かつ当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。 売上または利益の大半を拡大中国から得ている、もしくは、資産の大半を拡大中国に保有していると運用委託会社が判断する企業の発行する株式。 拡大中国の株式にかかる預託証券、株価指数オプション、株価に連動した投資成果が得られる社債等。
運用の基本方針	主として、マザーファンド受益証券に投資することにより、拡大中国における消費の拡大による恩恵を受けると判断される銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド

（クラスCf）

投資顧問会社	サムスン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
主要運用対象	主として韓国の市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主として韓国もしくはアジアの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：アジア高成長内需関連株式マザーファンドの投資方針等〕をご覧ください。

ファンドの特色

特色
1

世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるアジア各国・地域のうち、「インド」「アセアン」「中国」「韓国」の4地域に着目し、同地域の消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に投資を行います。

*主として、アジア各国・地域で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業、マーケティング活動を展開する企業等を投資対象とします。なお、原則として、対円で為替ヘッジは行いません。

特色
2

アジア各国・地域における投資比率は、「インド」30%、「アセアン」30%、「グレーターチャイナ(中国、香港、台湾)」20%、「韓国」20%を基本資産配分とします。

*「アセアン」の主たる投資対象国は、インドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、ベトナムです。
*基本資産配分を基準に一定の範囲内において投資比率を変動させる場合があります。

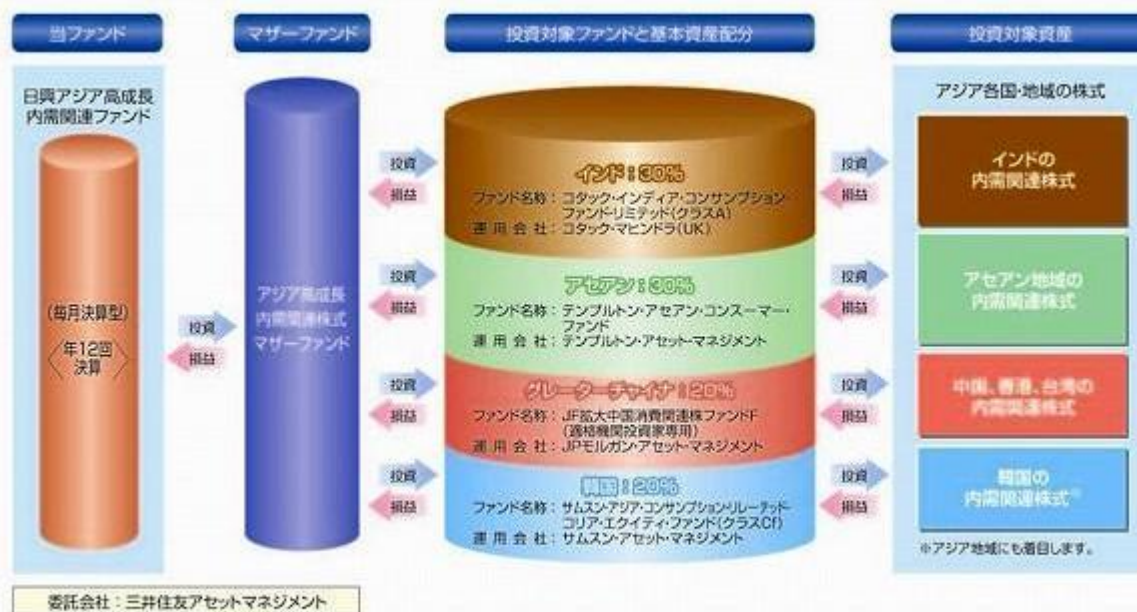
特色
3

現地に精通した運用会社が、それぞれの国・地域の消費特性に応じた運用を行います。

●株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

- アジア各国・地域の消費拡大によって恩恵を受ける内需関連企業の株式に実質的に投資し、キャピタル収益の獲得を目指します。
- 各国・地域の運用に強みのある運用会社のファンドを厳選し、マザーファンドを通じて投資します。
- 投資対象のファンドは、委託会社が継続的にモニタリングを行い、必要な場合はファンドの入替えも行います。



※年12回(毎月)決算を行い収益分配を目指す「日興アジア高成長内需関連ファンド(毎月決算型)」(当ファンド)と年1回決算を行い運用資産の成長を目指す「日興アジア高成長内需関連ファンド(資産成長型)」との間でスイッチングを行うことができます。

アジアを中心に拡大が予想される中間所得層（人口）

- 2030年に向けて、アジア(*)の中間所得層人口は約6倍に拡大することが見込まれています。
- 2030年には、世界の中間所得層の約7割がアジアに集中し、アジアの存在感が飛躍的に向上することが期待されます。

(*)アジアには太平洋・オセアニア地域が含まれます。

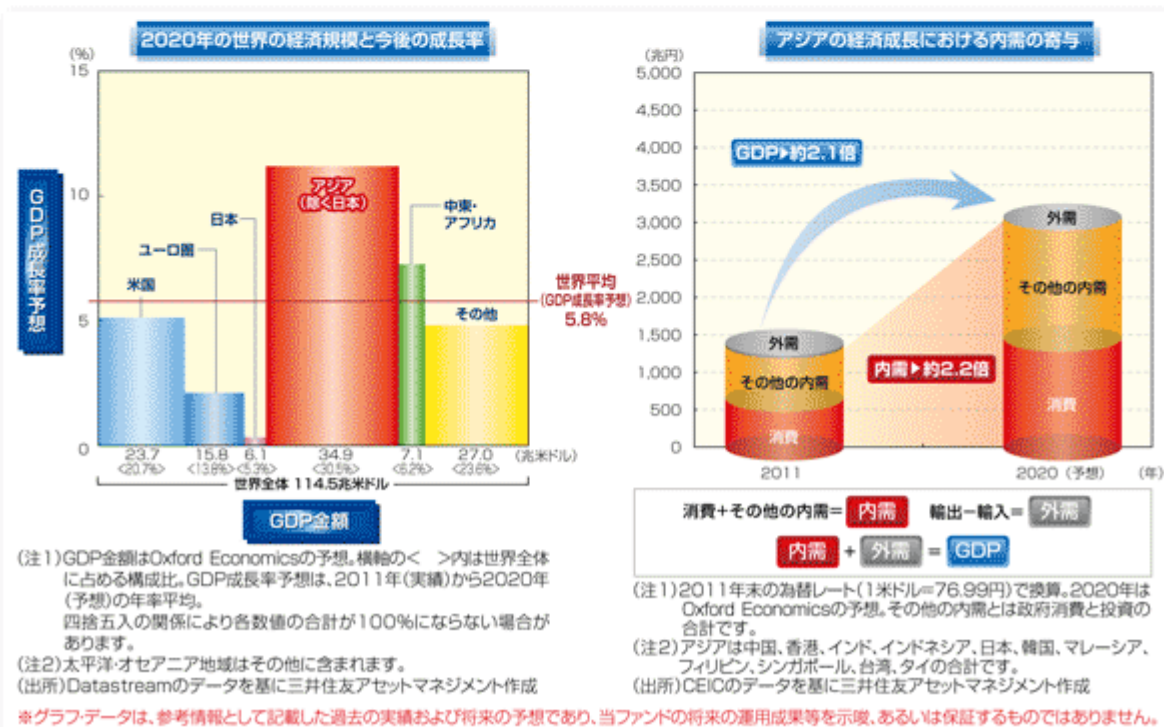


*人型の大きさは人口の大きさのイメージであり、実際とは異なる場合があります。

(注) 中間所得層は「購買力平価ベースの1日の1人当たり平均所得が10～100米ドルの間にある家計」としています。
(出所) OECD、Wolfensohn Center for Developmentのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

アジアが牽引する今後の世界

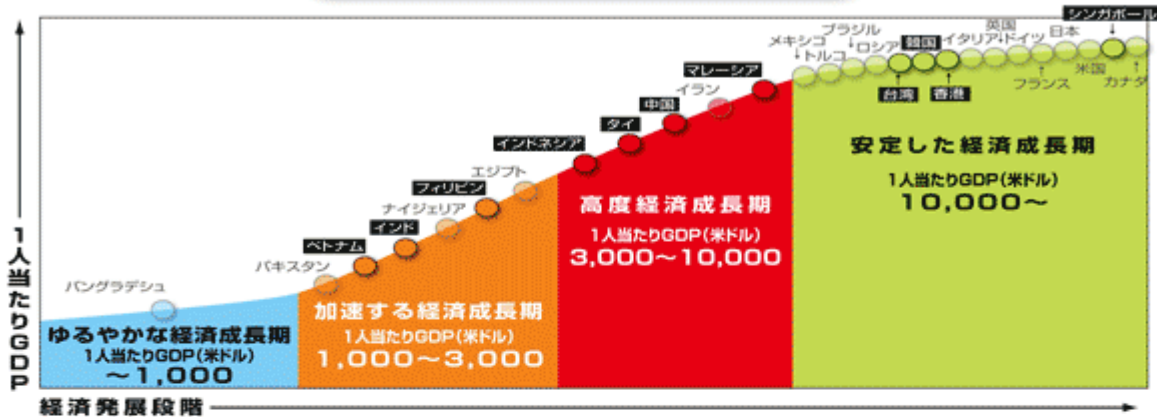
- 今後の世界経済は、アジアが牽引する見込みです。
- アジアの成長は、そのほとんどが内需の寄与によってもたらされると予想されています。



アジア各国が今後歩むと期待される道のり

- アジアには新興国が多く、内需が牽引する経済発展が大きく期待されています。
- 特に「加速する経済成長期」および「高度経済成長期」にさしかかると、所得の増大等から経済成長は加速する傾向にあります。

経済発展段階と1人当たりGDP成長のイメージ



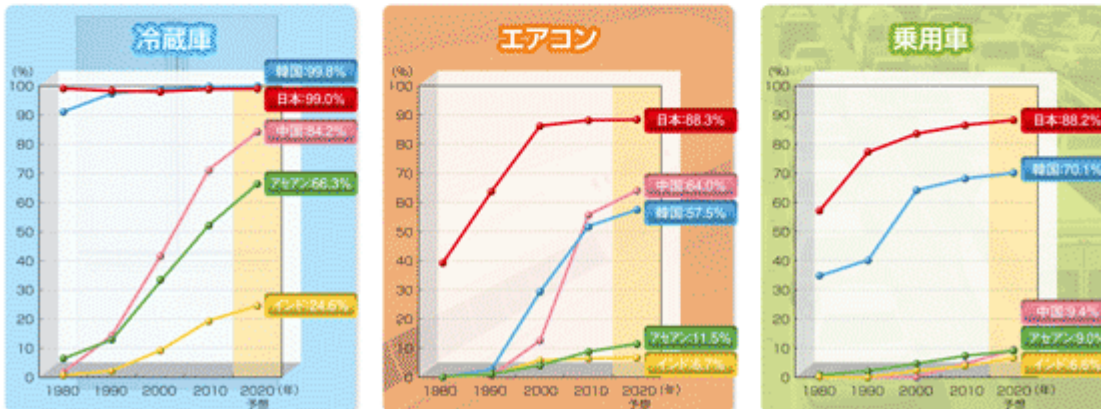
※上の図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。名称が白抜きの国・地域は当ファンドの投資対象です。

(注) 1人当たりGDPは2011年実績(一部予想値を含む)です。
(出所) IMFのデータ等を基に三井住友アセットマネジメント作成

アジアの消費ポテンシャル(耐久財)

- アジアでは耐久財保有率が低い国・地域が多く、今後の普及に向けて大きなポテンシャルを秘めています。
- 2020年にかけて、アジアの耐久財消費は拡大すると見込まれています。

アジアの耐久財保有率の推移(一部予想含む)



(注) 保有率は全世界に占める保有世帯の割合。「ASEAN」の各比率は、インドネシア、タイ、ベトナムの単純平均です。

(出所) Euromonitor Internationalのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

スイッチングのしくみ／分配について

- 収益分配ニーズの変化に対応するために、2つのファンドをご用意しました。
- 毎月の決算時に分配金を受け取りたい方は「毎月決算型」を、運用資産の成長を優先されたい方は「資産成長型」をお選び下さい。

スイッチングのしくみ

<スイッチングとは>

保有しているファンドの換金による手取額をもって、他のファンドを買い付けることをいいます。

<スイッチングのお申込方法>

※スイッチングを行う場合には、換金するファンドと買い付けるファンドを同時にお申し込みください。
※詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

日興アジア高成長内需関連ファンド(毎月決算型)

日興アジア高成長内需関連ファンド(資産成長型)

スイッチングが可能です
(スイッチング手数料はかかりません)

分配について

毎月決算型は、原則として、毎月19日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。



上の図は収益分配のイメージを示したものであり、毎期の収益分配を約束するものではありません。

分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。

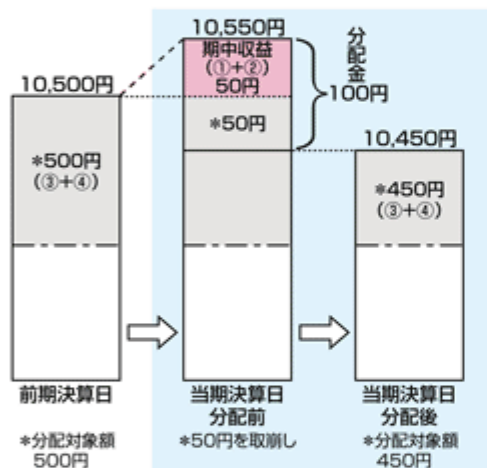
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



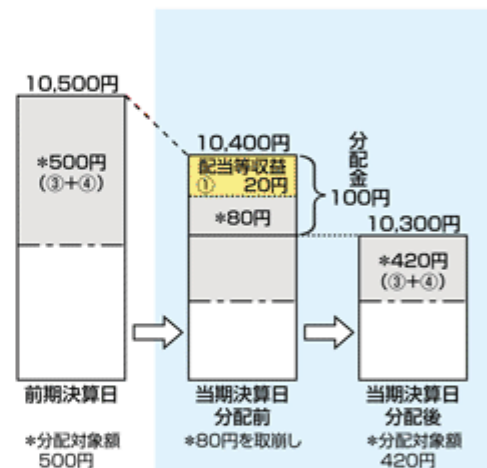
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

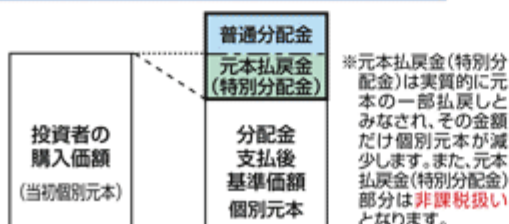


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

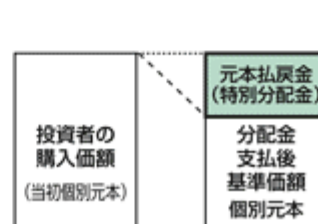
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

ご参考:マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用会社について

- 現地に精通した運用会社が、それぞれの国・地域の消費特性に応じた運用を行います。

「コタック・マヒンドラ」グループ



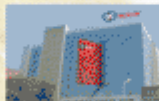
■沿革・株主・グループ

「コタック・マヒンドラ」グループは、傘下に商業銀行、証券会社、資産運用会社、生命保険、投資銀行等を持つ、インドのトップクラスの総合金融グループの一つです。投資対象投資信託証券の運用会社であるコタック・マヒンドラ(UK)は、主にインド国外の投資家の資金を運用するために1994年に設立されました。その親会社であるコタック・マヒンドラ銀行は、ボンベイインド証券取引所に上場しています。

■運用資産残高(2012年6月末時点)

約93億米ドル(約7,421億円)

※2012年6月末の為替レート
(1米ドル=79.80円)で換算。



■ポイント

「コタック・マヒンドラ」グループは、インドで最大規模の投資・リサーチチームを擁する運用会社の一つです。また、海外投資家のために、インドの国外にも最大規模の運用チームを配する数少ないインドの総合金融グループの一つです。

運用会社:コタック・マヒンドラ(UK)
当ファンドにおいて、インド株式運用を実質的に担当します。

「フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ」グループ



■沿革・株主・グループ

「フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ」グループは、1947年に創業、米国において60年以上の歴史を持ち、世界30カ国に50以上の拠点を有する独立系資産運用グループです(2012年5月末)。グループのシンガポール法人であるテンプルトン・アセット・マネジメントが投資対象投資信託証券の運用を担当します。

■運用資産残高(2012年5月末時点)

約6,835億米ドル(約54兆円)

※2012年5月末の為替レート
(1米ドル=78.40円)で換算。



■ポイント

運用チームを率いるマーク・モビアスは、これまで20年以上にわたり、新興国市場における投資事業に携わっており、現在は、18の新興国株式運用拠点にポートフォリオ・マネージャー等を擁し、新興国株式の運用を統括しています(2012年5月末)。

運用会社:テンプルトン・アセット・マネジメント
当ファンドにおいて、アセアン株式運用を実質的に担当します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ

J.P.Morgan
Asset Management

■沿革・株主・グループ

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループは、世界各地に41の拠点をもち、ポートフォリオ・マネージャー、アナリスト等の運用プロフェッショナル約740名を含む従業員約18,900名を擁しています(2012年6月末)。

■運用資産残高(2012年6月末時点)

約1兆3,468億米ドル(約107兆円)

※2012年6月末の為替レート
(1米ドル=79.80円)で換算。



■ポイント

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのアジア・太平洋地域担当チームは、アジア株式運用では40年以上の実績を有する、最も経験豊富な運用チームの一つです。

運用会社:JPモルガン・アセット・マネジメント
当ファンドにおいて、中国・香港・台湾株式運用を実質的に担当します。

「サムスン」グループ

SAMSUNG
SAMSUNG
ASSET MANAGEMENT

■沿革・株主・グループ

「サムスン」グループは、韓国を代表する企業グループであり、サムスン・アセット・マネジメントはその一翼を担う資産運用会社です。102名の投資専門家を含む265名のスタッフを擁し、運用資産額は韓国で最大規模です(2012年6月末)。

■運用資産残高(2012年6月末時点)

約1,003億米ドル(約8兆円)

※2012年6月末の為替レート
(1米ドル=79.80円)で換算。



■ポイント

韓国株式チームは、25名のポートフォリオ・マネージャーとアナリストで構成されています。また、そのチームを、合計9名のエコノミストとセクターアナリストを擁するリサーチチームがサポートしています(2012年6月末)。

運用会社:サムスン・アセット・マネジメント
当ファンドにおいて、韓国株式運用を実質的に担当します。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．約束手形
- ３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（１）投資方針」の記載をご覧ください。

（３）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月19日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく投資制限**

イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

なお、マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への直接投資は行いません。

ロ 株式への直接投資は行いません。

ハ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ニ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の対円で為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

【参考情報：アジア高成長内需関連株式マザーファンドの投資方針等】

(1) 投資方針等

イ 基本方針

アジア各国・地域（日本を除く、以下同じ）の株式を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として、アジア各国・地域の取引所に上場している株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

(ロ) 投資信託証券への投資を通じて、世界経済の牽引役として高い経済成長が見込まれるアジア各国・地域の消費拡大によって恩恵を受ける「内需」関連企業の株式に投資します。

* 内需関連企業とは、主としてアジア各国・地域で消費される最終商品やその商品の部品を製造する企業、サービスを提供する企業およびマーケティング活動を行う企業等とします。

(ハ) アジア各国・地域の株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資は、下表の基本資産配分比率を基準に一定の範囲を設けて行うものとします。

インド	アセアン地域	中国・香港・台湾	韓国
30%	30%	20%	20%

上記の比率は投資信託証券への投資割合です。また、投資信託証券への投資は、原則として高位を保ちます。

投資対象とする投資信託証券については、アジア各国・地域の消費拡大の恩恵を受ける企業の株式に投資する運用を行うものを基本とします。投資対象の投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

(ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ホ) 株式市場構造の変化、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	コタック・インディア・コンサンプション・ファンド・リミテッド (クラスA)
形態	モーリシャス籍会社型投資信託（円建て）
主要運用対象	主としてインドの市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてインドの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・ 投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算（原則として、毎年12月31日。ファンド営業日でない場合は前営業日）
分配方針	投資顧問会社は、毎年3月、6月、9月、12月の10日に分配宣言を行うことができます（ファンド営業日でない場合にはそれぞれの前営業日）。
信託報酬	年率0.84%
その他の費用	ファンド設立時の費用、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	コタック・マヒンドラ（UK）リミテッド
管理会社	C i m ファンド・サービシーズ・リミテッド

ファンド名称	テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド
形態	ケイマン籍会社型投資信託（円建て）
主要運用対象	主としてアセアン加盟国の市場で上場または取引されており、または当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主としてアセアン加盟国の消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の空売りは行いません。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・ 投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算（原則として、毎年2月末日。休業日の場合は翌営業日）
分配方針	投資顧問会社は、毎年3月、6月、9月、12月の5営業日目に分配宣言を行うことができます。
信託報酬	年率0.85%
その他の費用	ファンド設立時の費用、保管・監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
管理会社	フランクリン・テンブルトン・サービシーズ・エル・エル・シー

ファンド名称	JF拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）
形態	日本籍契約型投資信託（円建て）
主要運用対象	<p>JF拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券以下は、マザーファンドの主要投資対象です。</p> <p>拡大中国（中国大陸、香港、台湾）のいずれかの市場で上場または取引されており、かつ当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式。</p> <p>売上または利益の大半を拡大中国から得ている、もしくは、資産の大半を拡大中国に保有していると運用委託会社が判断する企業の発行する株式。</p> <p>拡大中国の株式にかかる預託証券、株価指数オプション、株価に連動した投資成果が得られる社債等。</p>
運用の基本方針	主として、マザーファンド受益証券に投資することにより、拡大中国における消費の拡大による恩恵を受けると判断される銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。ただし、取引所金融商品市場又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・ 外貨建て資産への投資割合は、制限を設けません。
決算日	年4回決算（原則として、3月、6月、9月および12月の11日。休業日の場合は翌営業日）
分配方針	委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託報酬	年率0.84%（税抜き0.8%）
その他の費用	監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。

委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用委託会社	J F アセット・マネジメント・リミテッド
ファンド名称	サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)
形態	韓国籍契約型投資信託(韓国ウォン建て)
主要運用対象	主として韓国の市場で上場または取引されている企業の発行する株式。
運用の基本方針	主として韓国もしくはアジアの消費の拡大に恩恵を受けると判断する銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	韓国総合株価インデックス(KOSPI)×95%+3ヵ月CD×5%
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。 ・純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・投資信託証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。ただし、上場しているもので、常時売却可能な投資信託証券を除きます。 ・非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算(6月16日)を行います。
分配方針	毎年6月17日に分配を行います(休業日の場合は翌営業日)。
信託報酬	年率0.82%
その他の費用	監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	サムスン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
管理会社	シティバンク・コリア・インク

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の第1号から第3号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

（ヘ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上
限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

平成24年9月14日現在、スイッチング手数料はありません。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年1.155%（税抜き1.1%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用と
して計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2835% (0.27%)	年0.84% (0.8%)	年0.0315% (0.03%)

()内は税抜き。

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を含めた場合、年1.994%（税抜き1.931%）
程度となります（基本資産配分比率による試算）。

（4）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00735%
（税抜き0.007%）の率を乗じて得た金額（ただし、年1,575,000円（税抜き1,500,000円）を上限とし
ます。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するもの
とします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財
産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費
用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしく
は請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがっ
て、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する
手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、
発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載する
ことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

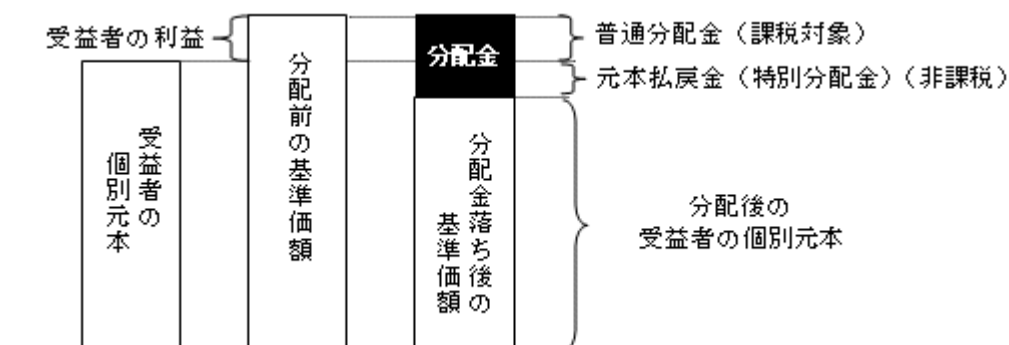
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

2. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】**(1)【投資状況】**

平成24年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
アジア高成長内需関連株式マザーファンド受益証券	日本	849,569,783	98.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,648,627	1.47
合計(純資産総額)		862,218,410	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

イ 主要投資銘柄

平成24年7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	アジア高成長内需関連株式 マザーファンド	982,729,651	0.8646 849,668,057	0.8645 849,569,783	98.53

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.53
合計	98.53

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
特定1期(平成23年6月20日)(分配落)	2,424,303,579	9,659
特定1期(平成23年6月20日)(分配付)	2,477,586,822	9,869
特定2期(平成23年12月19日)(分配落)	1,446,706,276	7,497
特定2期(平成23年12月19日)(分配付)	1,459,557,736	7,557
特定3期(平成24年6月19日)(分配落)	930,447,732	8,065
特定3期(平成24年6月19日)(分配付)	938,831,391	8,125
平成23年7月末日	2,311,144,927	10,094
平成23年8月末日	1,960,586,508	8,721
平成23年9月末日	1,677,432,978	7,723
平成23年10月末日	1,754,947,133	8,422
平成23年11月末日	1,551,353,009	7,740
平成23年12月末日	1,353,967,130	7,517
平成24年1月末日	1,327,967,199	8,123
平成24年2月末日	1,324,670,466	8,976
平成24年3月末日	1,272,480,073	9,133
平成24年4月末日	1,143,852,292	8,962
平成24年5月末日	955,735,152	7,915
平成24年6月末日	920,410,926	7,977
平成24年7月末日	862,218,410	8,173

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定1期(平成22年12月22日～平成23年6月20日)	210
特定2期(平成23年6月21日～平成23年12月19日)	60
特定3期(平成23年12月20日～平成24年6月19日)	60

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
特定1期	1.3
特定2期	21.8
特定3期	8.4

(注) 収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
特定1期	2,861,783,661	351,954,684
特定2期	42,442,712	622,495,346
特定3期	48,890,883	825,015,822

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

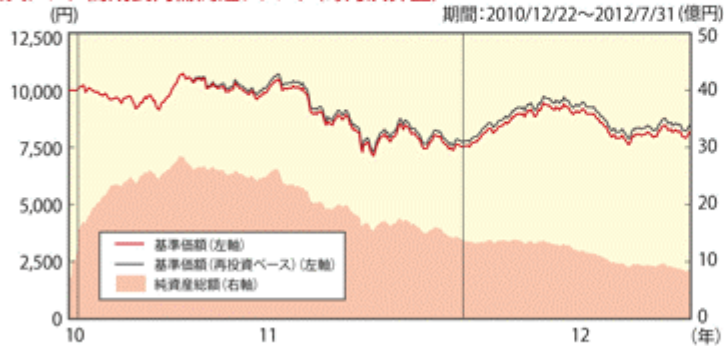
〔参考情報〕

基準日2012年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

日興アジア高成長内需関連ファンド(毎月決算型)



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額	8,173円
純資産総額	9億円

分配の推移

決算期	分配金
2012年7月	10円
2012年6月	10円
2012年5月	10円
2012年4月	10円
2012年3月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	340円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■アジア高成長内需関連株式マザーファンド

資産別構成			主要投資銘柄(上位10銘柄)			
資産の種類	国・地域	比率(%)	国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
投資証券	モーリシャス	29.71	モーリシャス	投資証券	コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド(クラスA)	29.71
	ケイマン諸島	29.56	ケイマン諸島	投資証券	テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド	29.56
投資信託受益証券	韓国	20.16	韓国	投資信託受益証券	サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)	20.16
	日本	19.28				
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.29	日本	投資信託受益証券	JF 拡大中国消費関連株ファンドF(適格機関投資家専用)	19.28
合計(純資産総額)		100.00				

(注1)比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

アジア高成長内需関連株式マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の現況

■コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド(クラスA)

当該投資信託証券が投資している「コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド」の上位10銘柄は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2012年7月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
インド	株式	ICICI BANK LTD.	銀行	8.68
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	7.37
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・タバコ	6.76
インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	電気通信サービス	4.74
インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD.	家庭用品・パーソナル用品	4.54
インド	株式	TATA MOTORS LIMITED	自動車・自動車部品	4.52
インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	3.95
インド	株式	HDFC LTD	銀行	3.75
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	3.60
インド	株式	CIPLA LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.46

※上位10銘柄は、コタック・マヒンドラ(UK)から入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

■テンブルトン・アセアン・コンスーマー・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2012年7月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
マレーシア	株式	Sime Darby Bhd	資本財	5.15
インドネシア	株式	Astra International	自動車・自動車部品	4.44
シンガポール	株式	Keppel Corp. Ltd.	資本財	4.39
シンガポール	株式	SembCorp Marine Ltd.	資本財	4.37
タイ	株式	Ptt Public Co Thb10 (Alien Market)	エネルギー	4.13
シンガポール	株式	United Overseas Bank Ltd.	銀行	3.90
タイ	株式	Kasikornbank Public Co Ltd Shs Fgn Reg	銀行	3.41
タイ	株式	Siam Cement (F)	素材	3.20
マレーシア	株式	UMW Holdings Bhd	自動車・自動車部品	3.10
シンガポール	株式	Fraser & Neave Ltd.	資本財	3.08

※上位10銘柄は、テンブルトン・アセット・マネジメントから入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

■ J F 拡大中国消費関連株ファンド F (適格機関投資家専用)

主要投資銘柄(上位10銘柄) (2012年7月31日現在)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	J F 拡大中国消費関連株マザーファンド(適格機関投資家専用)	100.12

「J F 拡大中国消費関連株マザーファンド(適格機関投資家専用)」が投資している有価証券の上位10銘柄は、以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	9.03
中国	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	公益事業	7.77
香港	株式	PRADA HOLDING SPA	耐久消費財・アパレル	7.18
中国	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	6.25
中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	自動車・自動車部品	5.91
台湾	株式	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	食品・飲料・タバコ	5.84
香港	株式	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	小売	5.79
中国	株式	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	食品・飲料・タバコ	5.35
中国	株式	INTIME DEPARTMENT STORE GROUP COMPANY	小売	5.13
香港	株式	MIDLAND HOLDINGS LIMITED	不動産	4.28

※上位10銘柄は、J P モルガン・アセット・マネジメントから入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

■ サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)

当該投資信託証券が投資している「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド」の上位10銘柄は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄) (2012年7月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
韓国	株式	Samsung Electronics	半導体・半導体製造装置	19.26
韓国	株式	LG Chemicals	素材	6.62
韓国	株式	Hyundai Motor	自動車・自動車部品	5.14
韓国	株式	NCsoft	ソフトウェア・サービス	4.86
韓国	株式	KB Financial Group	銀行	3.34
韓国	株式	SK Hynix	半導体・半導体製造装置	3.31
韓国	株式	LG Display	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.16
韓国	株式	SK Innovation	エネルギー	2.93
韓国	株式	Samsung Fire & Marine Insurance	保険	2.72
韓国	株式	Daewoo International	資本財	2.32

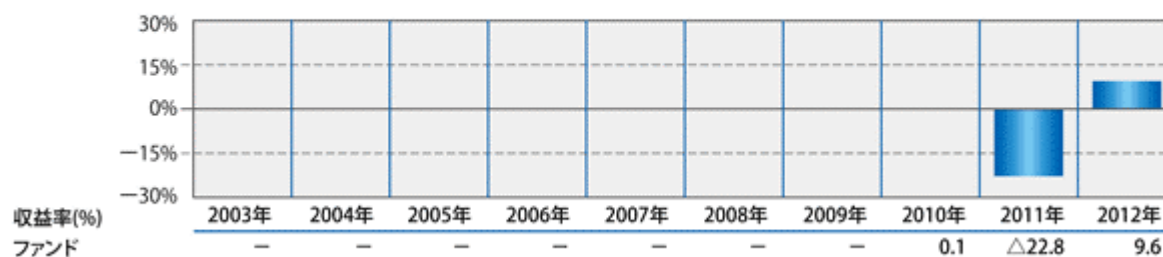
※上位10銘柄は、サムスン・アセット・マネジメントから入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

(注1)比率は、当該投資信託証券の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

日興アジア高成長内需関連ファンド(毎月決算型)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年12月22日)から年末までの騰落率を表示しています。
2012年のファンドの収益率は、年初から2012年7月31日までの騰落率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（二）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がインド（ムンバイ）、モーリシャス、ニューヨークの銀行休業日または香港、インド、ニューヨーク、韓国の取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

平成24年9月14日現在、スイッチング手数料はありません。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、インド（ムンバイ）、モーリシャス、ニューヨークの銀行休業日または香港、インド、ニューヨーク、韓国の取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「アジ内需毎月」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成22年12月22日から平成32年12月21日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎月20日から翌月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)

(ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ハ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として6月、12月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定3期(平成23年12月20日から平成24年6月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定2期 (平成23年12月19日現在)	特定3期 (平成24年6月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,425,912	16,471,998
親投資信託受益証券	1,416,314,896	915,125,863
未収入金	30,000,000	23,000,000
未収利息	34	22
流動資産合計	1,471,740,842	954,597,883
資産合計	1,471,740,842	954,597,883
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,929,776	1,153,651
未払解約金	21,744,593	22,116,901
未払受託者報酬	36,864	23,839
未払委託者報酬	1,314,741	850,207
その他未払費用	8,592	5,553
流動負債合計	25,034,566	24,150,151
負債合計	25,034,566	24,150,151
純資産の部		
元本等		
元本	1,929,776,343	1,153,651,404
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	483,070,067	223,203,672
元本等合計	1,446,706,276	930,447,732
純資産合計	1,446,706,276	930,447,732
負債純資産合計	1,471,740,842	954,597,883

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	特定2期		特定3期	
	自 平成23年6月21日	至 平成23年12月19日	自 平成23年12月20日	至 平成24年6月19日
営業収益				
受取利息		7,123		5,576
有価証券売買等損益		435,221,666		147,210,967
営業収益合計		435,214,543		147,216,543
営業費用				
受託者報酬		300,649		195,395
委託者報酬		10,723,073		6,968,937
その他費用		70,090		45,525
営業費用合計		11,093,812		7,209,857
営業利益又は営業損失()		446,308,355		140,006,686
経常利益又は経常損失()		446,308,355		140,006,686
当期純利益又は当期純損失()		446,308,355		140,006,686
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		7,302,815		3,901,529
期首剰余金又は期首欠損金()		85,525,398		483,070,067
剰余金増加額又は欠損金減少額		69,932,347		138,733,152
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		69,760,646		138,733,152
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		171,701		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,014,386		6,588,255
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		362,860		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		651,526		6,588,255
分配金		12,851,460		8,383,659
期末剰余金又は期末欠損金()		483,070,067		223,203,672

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	特定 3 期
	自 平成23年12月20日 至 平成24年 6 月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	特定 2 期	特定 3 期
	（平成23年12月19日現在）	（平成24年 6 月19日現在）
1. 受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 1,929,776,343口	当特定期間の末日における受益権の総数 1,153,651,404口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 483,070,067円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 223,203,672円
3. 1 単位当たり純資産額	0.7497円 （1 万口 = 7,497円）	0.8065円 （1 万口 = 8,065円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	特定 2 期
	自 平成23年 6 月21日 至 平成23年12月19日
分配金の計算過程	<p>（自 平成23年 6 月21日 至 平成23年 7 月19日）</p> <p>第 7 計算期間末における費用控除後の配当等収益(21,990円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,627,448円)、および分配準備積立金(114,593,148円)より、分配対象収益は116,242,586円(1 万口当たり500.56円)であり、うち2,322,234円(1 万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>（自 平成23年 7 月20日 至 平成23年 8 月19日）</p> <p>第 8 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(616,838円)、および分配準備積立金(109,971,121円)より、分配対象収益は110,587,959円(1 万口当たり490.56円)であり、うち2,254,303円(1 万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>（自 平成23年 8 月20日 至 平成23年 9 月20日）</p> <p>第 9 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,804,990円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(446,159円)、および分配準備積立金(105,495,794円)より、分配対象収益は107,746,943円(1 万口当たり488.75円)であり、うち2,204,533円(1 万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>（自 平成23年 9 月21日 至 平成23年10月19日）</p> <p>第10計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(286,634円)、および分配準備積立金(101,058,396円)より、分配対象収益は101,345,030円(1 万口当たり478.75円)であり、うち2,116,862円(1 万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>（自 平成23年10月20日 至 平成23年11月21日）</p> <p>第11計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(285,258円)、および分配準備積立金(94,578,294円)より、分配対象収益は94,863,552円(1 万口当たり468.75円)であり、うち2,023,752円(1 万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

	<p>(自平成23年11月22日至平成23年12月19日)</p> <p>第12計算期間末における費用控除後の配当等収益(463,484円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(283,899円)、および分配準備積立金(88,244,733円)より、分配対象収益は88,992,116円(1万口当たり461.15円)であり、うち1,929,776円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
--	---

項目	特定3期
	自平成23年12月20日 至平成24年6月19日
分配金の計算過程	<p>(自平成23年12月20日至平成24年1月19日)</p> <p>第13計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,622円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(395,334円)、および分配準備積立金(76,063,100円)より、分配対象収益は76,460,056円(1万口当たり451.16円)であり、うち1,694,738円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成24年1月20日至平成24年2月20日)</p> <p>第14計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,714円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(820,853円)、および分配準備積立金(68,110,943円)より、分配対象収益は68,933,510円(1万口当たり441.17円)であり、うち1,562,506円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成24年2月21日至平成24年3月19日)</p> <p>第15計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,604円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,189,945円)、および分配準備積立金(60,593,450円)より、分配対象収益は61,835,999円(1万口当たり431.54円)であり、うち1,432,900円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成24年3月20日至平成24年4月19日)</p> <p>第16計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(184,450円)、および分配準備積立金(54,748,261円)より、分配対象収益は54,932,711円(1万口当たり421.54円)であり、うち1,303,129円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成24年4月20日至平成24年5月21日)</p> <p>第17計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(382,181円)、および分配準備積立金(50,514,987円)より、分配対象収益は50,897,168円(1万口当たり411.54円)であり、うち1,236,735円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成24年5月22日至平成24年6月19日)</p> <p>第18計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,280,880円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(156,765円)、および分配準備積立金(46,169,323円)より、分配対象収益は49,606,968円(1万口当たり429.99円)であり、うち1,153,651円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	特定2期	特定3期
	自平成23年6月21日 至平成23年12月19日	自平成23年12月20日 至平成24年6月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> <p>また、当ファンドの貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券「アジア高成長内需関連株式マザーファンド」は特定の投資信託受益証券および投資証券（外部ファンド）を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがありません。</p> <p>ただし、当該親投資信託受益証券が組み入れる特定の投資信託受益証券および投資証券では、組み入れている投資信託受益証券および投資証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同左</p> <p>2) デリバティブ取引 同左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同左</p>
-------------------------------	---	---

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。</p> <p>なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、当ファンドが組み入れる親投資信託受益証券「アジア高成長内需関連株式マザーファンド」では、組入れ親投資信託受益証券で規定する投資方針等に基づき、特定の投資信託受益証券および投資証券（外部ファンド）を組み入れておりますが、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	---	-----------

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定2期 (平成23年12月19日現在)	特定3期 (平成24年6月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 同左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定２期（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	37,257,097円
合 計	37,257,097円

特定３期（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月19日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,069,114円
合 計	15,069,114円

（デリバティブ取引に関する注記）

特定２期（平成23年12月19日現在）

特定２期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定３期（平成24年 6月19日現在）

特定３期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定２期（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）

該当事項はありません。

特定３期（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定２期 （平成23年12月19日現在）	特定３期 （平成24年 6月19日現在）
	期首元本額	2,509,828,977円
期中追加設定元本額	42,442,712円	48,890,883円
期中一部解約元本額	622,495,346円	825,015,822円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	アジア高成長内需関連株式マザーファンド	1,076,365,401円	0.8502円	915,125,863円

（参考情報）

日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）は、「アジア高成長内需関連株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「アジア高成長内需関連株式マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

対象年月日	（平成23年12月19日現在）	（平成24年6月19日現在）
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,446,162	74,485,185
投資信託受益証券	2,092,962,710	1,676,152,107
投資証券	3,148,995,294	2,488,071,722
未収入金	105,000,000	39,975,837
未収利息	84	102
流動資産合計	5,408,404,250	4,278,684,953
資産合計	5,408,404,250	4,278,684,953
負債の部		
流動負債		
未払解約金	190,000,000	33,000,000
流動負債合計	190,000,000	33,000,000
負債合計	190,000,000	33,000,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6,696,152,676	4,993,619,852
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,477,748,426	747,934,899
元本等合計	5,218,404,250	4,245,684,953
純資産合計	5,218,404,250	4,245,684,953
負債純資産合計	5,408,404,250	4,278,684,953

（注）「アジア高成長内需関連株式マザーファンド」は、毎年12月19日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年12月19日ならびに平成24年6月19日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成23年12月20日 至平成24年6月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 国内の有価証券については受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 外国の有価証券については受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年12月19日現在)	(平成24年6月19日現在)
1. 受益権総数	平成23年12月19日現在における受益権の総数 6,696,152,676口	平成24年6月19日現在における受益権の総数 4,993,619,852口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,477,748,426円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 747,934,899円
3. 1単位当たり純資産額	0.7793円 (1万口=7,793円)	0.8502円 (1万口=8,502円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自平成23年6月21日 至平成23年12月19日	自平成23年12月20日 至平成24年6月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券および投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資信託受益証券および投資証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針です。そのため銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資信託受益証券および投資証券では、組み入れている投資信託受益証券および投資証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同左</p> <p>2) デリバティブ取引 同左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同左</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対応の実施あるいは対応方針の決定を行います。</p> <p>なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対応結果あるいは関連運用グループの対応方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、当ファンドでは、投資方針等に基づき、特定の投資信託受益証券および投資証券（外部ファンド）を組み入れておりますが、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>	<p>同 左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>同 左</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成23年12月19日現在）	（平成24年6月19日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券および投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券および投資証券） 同左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同左</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年12月19日現在）

平成23年12月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年6月19日現在）

平成24年6月19日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年6月21日至平成23年12月19日）

該当事項はありません。

（自平成23年12月20日至平成24年6月19日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年12月19日現在）

本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,363,805,219円
同期中における追加設定元本額	13,505,014円
同期中における一部解約元本額	2,681,157,557円
平成23年12月19日現在における元本の内訳	
日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）	1,817,419,346円
日興アジア高成長内需関連ファンド（資産成長型）	4,878,733,330円
合計	6,696,152,676円

（平成24年6月19日現在）

本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,696,152,676円
同期中における追加設定元本額	291,155,861円
同期中における一部解約元本額	1,993,688,685円
平成24年6月19日現在における元本の内訳	
日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）	1,076,365,401円
日興アジア高成長内需関連ファンド（資産成長型）	3,917,254,451円
合計	4,993,619,852円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円			
	J F 拡大中国消費関連株ファンド F (適格機関投資家 専用)	1,065,319,904	827,327,437	
	日本円 小計	1,065,319,904	827,327,437	単位：円
	韓国ウォン			
	サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ ・ファンド(クラスCF)	15,192,458,498	12,427,886,825.00	
	韓国ウォン 小計	15,192,458,498	12,427,886,825.00	
	(邦貨換算額)		(848,824,670)	(単位：円)
	合計		1,676,152,107	単位：円
	(外貨建有価証券邦貨換算額合計)		(848,824,670)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 韓国ウォン表示の投資信託受益証券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率20.0%、合計に対する比率100.0%です。

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資 証券	コタック・インドア・コンサンプション・ファンド・リミテッド(ク ラスA)	165,371.401	1,229,733,753	
	テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド	129,899.388	1,258,337,969	
	合計	295,270.789	2,488,071,722	

（参考）

アジア高成長内需関連株式マザーファンドは、「コタック・インド・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）」投資証券、「テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド」投資証券、「JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」投資信託受益証券および「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド（クラスCf）」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、これらの投資信託の受益証券および投資証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「コタック・インド・コンサンプション・ファンド・リミテッド（クラスA）」の状況

コタック・インド・コンサンプション・ファンド・リミテッドは、モーリシャス籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋し、原文を要訳して翻訳したものです。

財政状態計算書（2011年12月31日現在）

（単位：円）

資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,502,018,796
現金および現金同等物	50,855,088
証拠金	8,275,167
その他の未収入金	47,595,967
資産合計	<u>1,608,745,018</u>
自己資本	
運用者持分	8,251
自己資本合計	<u>8,251</u>
負債	
その他の未払金	17,899,177
負債合計（参加型株式保有者に帰属する純資産を除く）	<u>17,899,177</u>
参加型株式保有者に帰属する純資産	<u>1,590,837,590</u>
内訳：	
参加型株式保有者に帰属する純資産	<u>1,590,837,590</u>
1株当たりの純資産額（受益権株数240,446株に基づく）	<u>6,616</u>

投資明細表(上場有価証券)(2011年12月31日現在)

銘柄名	(単位:円)
自動車・自動車部品	
Bajaj Auto Limited	50,744,991
Hero Motocorp Limited	41,107,190
Mahindra & Mahindra Limited	68,994,030
Tata Motors Dvr 'A' Ord	6,322,801
Tata Motors Limited	56,930,052
自動車・自動車部品合計	224,099,064
銀行	
Axis Bank Limited	19,708,321
Allahabad Bank	14,606,420
Bank Of Baroda	20,147,472
HDFC Bank Limited	101,227,714
HDFC Limited	91,873,731
ICICI Bank Limited	101,443,438
Indusind Bank Limited	29,595,952
J & K Bank Limited	17,214,619
State Bank Of India	32,319,708
Yes Bank Limited	33,213,297
銀行合計	461,350,672
資本財	
Aditya Birla Nuvo Limited	19,373,437
V-Guard Industry Limited	16,952,619
資本財合計	36,326,056
耐久消費財・アパレル	
Bata India Limited	17,133,241
Raymond Limited	15,227,425
Titan Industries Limited	16,327,911
耐久消費財・アパレル合計	48,688,577
各種金融	
Shriram Cityuni Finance Limited	20,719,939
エネルギー	
Hindustan Petroleum Corporation Limited	27,254,368
食品・飲料・タバコ	
Glaxo Smithkline Consumer Health Care Limited	33,162,537
ITC Limited	105,515,435
Nestle India Limited	32,792,188

食品・飲料・タバコ合計	171,470,160
家庭用品・パーソナル用品	
Emami Limited	14,142,638
Godrej Consumer Products	1,684,333
Hindustan Unilever Limited	80,931,303
Marico Limited	32,175,724
家庭用品・パーソナル用品合計	128,933,998
素材	
Asian Paints Limited	25,459,232
Ess Dee Alum Limited	6,268,724
素材合計	31,727,956
メディア	
Dish TV India Limited	9,378,206
Jagran Prakashan Limited	24,808,525
Zee Entertainment Limited	15,443,361
メディア合計	49,630,092
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	
Cipla Limited	18,631,334
Dr. Reddy's Laboratories	46,708,974
Ipca Laboratories Limited	24,098,719
Lupin Limited	30,175,100
Sun Pharmaceuticals Industries Limited	26,085,323
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス合計	145,699,450
不動産	
Sobha Developers Limited	21,129,347
The Phoenix Mills Limited	21,425,919
不動産合計	42,555,266
小売	
Shoppers Stop Limited	6,508,663
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
Redington (India) Limited	16,693,193
電気通信サービス	
Bharti Airtel Limited	64,018,637
Idea Cellular Limited	9,933,998
電気通信サービス合計	73,952,635
公益事業	
Indraprastha Gas Limited	16,408,707
合計	1,502,018,796

「テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンド」の状況

テンブルトン・アセアン・コンシューマー・ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋し、原文を要訳して翻訳したものです。

資産・負債計算書（2012年2月29日）

資産：

投資有価証券：

取得原価	\ 2,172,322,921
------	-----------------

時価	\ 2,378,154,661
----	-----------------

現金	194,415,939
----	-------------

未収金：

株式資本売却	113,720,000
--------	-------------

配当	2,626,179
----	-----------

資産合計	<u>2,688,916,779</u>
------	----------------------

負債：

未払金：

投資有価証券取得	140,350,376
----------	-------------

関係会社	1,506,253
------	-----------

未払費用	2,856,327
------	-----------

負債合計	<u>144,712,956</u>
------	--------------------

純資産、時価	<u>\ 2,544,203,823</u>
--------	------------------------

純資産の内訳：

元本：

1株当たり額面1.00円の議決権株式（発行済株式数100株）	\ 100
--------------------------------	-------

1株当たり額面0.10円の無議決権参加型株式（授權株式数10,000,000株、発行済株式数239,328株）	2,448,770,000
---	---------------

累積利益

95,433,723

純資産、時価	<u>\ 2,544,203,823</u>
--------	------------------------

無議決権参加型株式：

純資産、時価	\ 2,544,203,723
--------	-----------------

発行済株式数	<u>239,328</u>
--------	----------------

1株当たり純資産額	<u>\ 10,630.61</u>
-----------	--------------------

投資明細表(2012年2月29日現在)

	産業	株式/ ワラント	金額
普通株式およびその他の株式持分 93.5%			
香港 1.0%			
Noble Group Ltd.	商社・流通業	287,000 \	26,472,850
インドネシア 29.2%			
PT Adaro Energy Tbk	石油・ガス・消耗燃料	544,500	9,419,971
PT Astra Agro Lestari Tbk	食品	179,000	35,967,341
PT Astra International Tbk	自動車	175,000	111,719,336
PT Bank Central Asia Tbk	商業銀行	1,238,000	84,778,295
PT Bank Danamon Indonesia Tbk	商業銀行	799,268	32,228,189
PT Bank Mandiri Tbk	商業銀行	891,500	51,812,137
PT Bank Rakyat Indonesia (Persero) Tbk	商業銀行	1,645,500	102,305,132
PT Indofoods Sukses Makmur Tbk	食品	522,000	23,987,839
PT Indo Tambangraya Megah Tbk	石油・ガス・消耗燃料	116,500	45,505,665
PT Panin Financial Tbk	保険	31,383,333	39,589,274
PT Panin Financial Tbk, wts., 11/07/14	保険	4,483,333	1,373,505
PT Ramayana Lestari Sentosa Tbk	複合小売り	6,957,000	52,656,469
PT Semen Gresik (Persero) Tbk	建設資材	181,000	18,347,696
PT Telekomunikasi Indonesia Tbk, B	各種電気通信サービス	681,000	43,260,015
PT United Tractors Tbk	機械	285,787	74,677,696
PT Vale Indonesia Tbk	金属・鉱業	452,500	14,780,089
			742,408,649
マレーシア 16.9%			
AMMB Holdings Bhd.	各種金融サービス	119,000	19,792,247
CIMB Group Holdings Bhd.	商業銀行	110,000	21,369,452
Genting Bhd.	ホテル・レストラン・レジャー	204,200	58,728,549
Kian Joo Can Factory Bhd.	容器・包装	586,000	34,979,047
KPJ Healthcare Bhd.	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	401,300	53,787,800
Kuala Lumpur Kepong Bhd.	食品	47,500	30,183,401
Lion Industries Corp. Bhd.	金属・鉱業	297,000	11,845,720
Parkson Holdings Bhd.	複合小売り	144,900	22,055,602
Sime Darby Bhd.	コングロマリット	344,400	90,547,111
Sunway City Bhd.	不動産管理・開発	512,331	36,280,964
Sunway City Bhd., wts., 8/05/16	不動産管理・開発	102,466	1,668,087
UMW Holdings Bhd.	自動車部品	253,000	49,081,095
			430,319,075
フィリピン 1.0%			
Jollibee Foods Corp.	ホテル・レストラン・レジャー	132,000	24,579,156
シンガポール 17.3%			
Fraser and Neave Ltd.	コングロマリット	124,000	53,886,288
Keppel Corp. Ltd.	コングロマリット	154,600	110,969,143
Olam International Ltd.	食品・生活必需品小売り	105,454	16,303,111
Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd.	商業銀行	55,000	32,082,595

SembCorp Marine Ltd.	機械	341,000	118,505,532
United Overseas Bank Ltd.	商業銀行	66,000	77,384,077
Wilmar International Ltd.	食品	88,000	29,210,167
			<u>438,340,913</u>
タイ 26.4%			
Bangchak Petroleum PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	717,800	45,016,289
Bangkok Bank PCL, fgn.	商業銀行	82,000	42,453,545
Bangkok Chain Hospital PCL, fgn.	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2,859,360	53,415,249
Banpu PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	18,850	32,597,533
Kasikornbank PCL, fgn.	商業銀行	246,900	97,846,641
Land and Houses PCL, fgn.	不動産管理・開発	1,829,000	33,679,154
Pruksa Real Estate PCL, fgn.	不動産管理・開発	1,566,700	58,534,546
PTT PCL, fgn.	石油・ガス・消耗燃料	101,400	98,229,731
Siam Cement PCL, fgn.	建設資材	21,400	24,557,299
Siam Commercial Bank PCL, fgn.	商業銀行	263,000	91,242,563
Supalai PCL, fgn.	不動産管理・開発	1,270,000	47,788,259
Univanich Palm Oil PCL, fgn.	食品	170,300	47,947,447
			<u>673,308,256</u>
ベトナム 1.7%			
Binh Minh Plastics JSC	建設関連製品	48,800	6,453,317
DHG Pharmaceutical JSC	医薬品	54,000	13,060,173
Petrovietnam Fertilizer and Chemical JSC	化学	66,460	8,036,843
Vietnam Dairy Products JSC	食品	42,750	15,175,429
			<u>42,725,762</u>
普通株式およびその他の株式持分合計(原価:2,172,322,921円)			2,378,154,661
その他資産、負債控除後 6.5%			166,049,162
純資産合計 100.0%			<u>\ 2,544,203,823</u>

「JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況

JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）は、日本国内での監査を受けております。
なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の監査済み財務諸表を委託会社において抜粋したものです。

1 財務諸表

JF 拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成23年12月12日現在)	当期 (平成24年6月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,204,476,446	1,138,574,333
流動資産合計		1,204,476,446	1,138,574,333
資産合計		1,204,476,446	1,138,574,333
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,095,337	4,406,736
未払受託者報酬		155,923	163,172
未払委託者報酬		2,389,711	2,500,796
その他未払費用		63,615	66,570
流動負債合計		7,704,586	7,137,274
負債合計		7,704,586	7,137,274
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,698,445,949	1,468,912,259
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	501,674,089	337,475,200
（分配準備積立金）		857,116	2,376,209
元本等合計		1,196,771,860	1,131,437,059
純資産合計		1,196,771,860	1,131,437,059
負債純資産合計		1,204,476,446	1,138,574,333

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期	当期
		(自 平成23年 6月14日 至 平成23年12月12日)	(自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		443,900,813	123,959,597
営業収益合計		443,900,813	123,959,597
営業費用			
受託者報酬		371,291	315,374
委託者報酬	1	5,690,528	4,833,645
その他費用		151,490	128,662
営業費用合計		6,213,309	5,277,681
営業利益又は営業損失()		450,114,122	118,681,916
経常利益又は経常損失()		450,114,122	118,681,916
当期純利益又は当期純損失()		450,114,122	118,681,916
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		11,109,823	17,409,064
期首剰余金又は期首欠損金()		35,205,799	501,674,089
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,743,626	199,938,169
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,743,626	199,938,169
剰余金減少額又は欠損金増加額		29,498,819	132,605,396
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		29,498,819	132,605,396
分配金	2	11,708,798	4,406,736
期末剰余金又は期末欠損金()		501,674,089	337,475,200

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年12月11日が休日のため、信託約款第35条により、第2特定期間末日を平成23年12月12日としております。

(追加情報)

前特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年12月12日現在)	当期 (平成24年6月11日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	1,836,720,567円	1,698,445,949円
期中追加設定元本額	154,578,819円	724,115,397円
期中一部解約元本額	292,853,437円	953,649,087円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は501,674,089円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は337,475,200円です。
3 特定期間末日における受益権の総数	1,698,445,949口	1,468,912,259口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7046円 (7,046円)	0.7703円 (7,703円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成23年 6月14日 至 平成23年12月12日)	当期 (自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成23年 6月14日 至 平成23年 9月12日)	(自 平成23年12月13日 至 平成24年 3月12日)
費用控除後の配当等収益額	4,612,338円	3,408,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	441,545円	1,190,834円
分配準備積立金額	6,000,394円	645,158円
当ファンドの分配対象収益額	11,054,277円	5,244,663円
当ファンドの期末残存口数	1,653,365,473口	1,619,680,982口
1万口当たり収益分配対象額	66.85円	32.38円
1万口当たり分配金額	40.00円	- 円
収益分配金金額	6,613,461円	- 円
	(自 平成23年 9月13日 至 平成23年12月12日)	(自 平成24年 3月13日 至 平成24年 6月11日)
費用控除後の配当等収益額	2,093,401円	3,840,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	714,970円	2,140,367円
分配準備積立金額	3,859,052円	2,942,804円
当ファンドの分配対象収益額	6,667,423円	8,923,312円
当ファンドの期末残存口数	1,698,445,949口	1,468,912,259口
1万口当たり収益分配対象額	39.25円	60.74円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	5,095,337円	4,406,736円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JF 拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成23年12月12日現在)	当期 (平成24年6月11日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	222,111,765	131,850,076
合計	222,111,765	131,850,076

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成24年6月11日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	JF 拡大中国消費関連株マザーファンド (適格機関投資家専用)	1,439,411,294	1,138,574,333	
合計			1,439,411,294	1,138,574,333	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「JF拡大中国消費関連株ファンドF（適格機関投資家専用）」は「JF拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JF拡大中国消費関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年12月12日現在)	(平成24年6月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		41,243,860	11,811,677
コール・ローン		7,519,373	260,547
株式		1,159,842,432	1,117,826,981
派生商品評価勘定		258	1,181
未収入金		-	4,161,126
未収配当金		1,911,417	4,596,439
未収利息		10	-
流動資産合計		1,210,517,350	1,138,657,951
資産合計		1,210,517,350	1,138,657,951
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	23,880
未払金		6,055,801	-
流動負債合計		6,055,801	23,880
負債合計		6,055,801	23,880
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,678,011,210	1,439,411,294
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	473,549,661	300,777,223
元本等合計		1,204,461,549	1,138,634,071
純資産合計		1,204,461,549	1,138,634,071
負債純資産合計		1,210,517,350	1,138,657,951

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(追加情報)

前期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成23年12月12日現在)	(平成24年6月11日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	1,833,823,650円	1,678,011,210円
期中追加設定元本額	152,888,909円	709,502,230円
期中解約元本額	308,701,349円	948,102,146円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J F 拡大中国消費関連株ファンド F（適格機関投資家専用）	1,678,011,210円	1,439,411,294円
合 計	1,678,011,210円	1,439,411,294円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は473,549,661円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は300,777,223円あります。
3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,678,011,210口	1,439,411,294口
1 口当たりの純資産額	0.7178円	0.7910円
(1万口当たりの純資産額)	(7,178円)	(7,910円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成23年12月12日現在)	(平成24年6月11日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	172,952,616	71,981,448
合計	172,952,616	71,981,448

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	(平成23年12月12日現在)				(平成24年6月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	1,000,000	-	999,742	258	17,000,000	-	17,022,699	22,699
合計		1,000,000	-	999,742	258	17,000,000	-	17,022,699	22,699

（注）1．為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年6月11日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考	
アメリカドル	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH-SP ADR	10,994	27.49	302,225.06		
	NETEASE INC-ADR	6,677	62.62	418,113.74		
小計	銘柄数：	2		720,338.80		
				(57,338,968)		
	組入時価比率：	5.0%		5.1%		
香港ドル	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	370,500	15.98	5,920,590.00		
	PRADA HOLDING SPA	172,600	49.05	8,466,030.00		
	SANDS CHINA LTD	214,800	25.15	5,402,220.00		
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	476,000	12.98	6,178,480.00		
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	250,800	8.98	2,252,184.00		
	HENGDELI HOLDINGS LIMITED	1,048,000	2.18	2,284,640.00		
	INTIME DEPARTMENT STORE GROUP COMPANY	704,000	7.85	5,526,400.00		
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	287,500	17.16	4,933,500.00		
	SPRINGLAND INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	1,047,000	4.98	5,214,060.00		
	SUN ART RETAIL GROUP LTD	281,000	9.54	2,680,740.00		
	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP	148,000	18.70	2,767,600.00		
	UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	325,000	6.78	2,203,500.00		
	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	717,000	9.31	6,675,270.00		
	CHINA VANKE CO LTD-B	467,600	9.81	4,587,156.00		
	MIDLAND HOLDINGS LIMITED	1,176,000	3.76	4,421,760.00		
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	41,500	220.60	9,154,900.00		
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	638,000	14.02	8,944,760.00		
	小計	銘柄数：	17		87,613,790.00	
					(898,917,485)	
		組入時価比率：	78.9%		80.4%	
新台湾ドル	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	89,000	154.50	13,750,500.00		
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	665,000	46.40	30,856,000.00		
	PRINCE HOUSING & DEVELOPMENT CORPORATION	827,400	19.50	16,134,300.00		
小計	銘柄数：	3		60,740,800.00		
				(161,570,528)		
	組入時価比率：	14.2%		14.5%		
合計				1,117,826,981		
				(1,117,826,981)		

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)」の状況

サムスン・アジア・コンサンプション・リレーテッド・コリア・エクイティ・ファンド(クラスCf)は、韓国籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋し、原文を要訳して翻訳したものです。

財務状態表(2011年6月16日現在)

(単位:韓国ウォン)

科目	第1期	
資産		
・運用資産		26,781,581,603
(1)現金および預金	2,847,306,153	
1.現金および現金同等物	2,847,306,153	
(2)貸付債権	15,960,000	
1.コール・ローン	15,960,000	
(3)有価証券	23,918,315,450	
1.投資有価証券(注記2)	23,918,315,450	
・その他の資産		1,366,180,508
1.売却有価証券未収金	1,343,545,774	
2.未収利息	634,534	
3.未収配当金	22,000,200	
資産合計		28,147,762,111
負債		
・その他の負債		3,697,623,233
1.未払買入有価証券	1,122,925,580	
2.未払運用報酬	46,505,417	
3.未払販売報酬	3,822,327	
4.未払信託報酬	1,911,144	
5.未払分配金	2,520,347,152	
6.その他の未払費用	2,111,613	
負債合計		3,697,623,233
資本		
・元本		24,450,138,878
・利益剰余金		-
(総口数:24,450,138,878口)		
(1,000口当たりの基準価額:1,000.00ウォン)		
資本合計		24,450,138,878
負債および資本合計		28,147,762,111

財務諸表に対する注記（2010年12月27日から2011年6月16日まで）

1. 重要な会計処理方針

投資信託の財務諸表は、大韓民国の企業会計基準書第5003号「集団投資機構」を含む、大韓民国において一般的に認められている会計処理基準に従って作成されており、投資信託が採用している重要な会計処理方針は以下のとおりです。

（1）キャッシュフロー表の不作成

当投資信託は運用資産の大部分において流動性が非常に大きく、公正価値で評価され、負債が重要ではないため、企業会計基準書第5003号の第4項に従い、キャッシュフロー表を作成していません。

（2）投資有価証券の評価

国内の証券市場に上場された株式は、報告期間終了日に証券市場において取引された最終の時価により評価しています。それに伴う評価損益は、投資有価証券売買益または投資有価証券売買損の勘定科目に含めて認識しています。

（3）受取配当金および受取利息

受取配当金は受取配当金推定額を配当落日に認識し、受取配当金が確定した時点において受取配当金推定額と受取配当金確定額の差額を受取配当金に加減し、受取利息は発生主義に基づいて認識しています。

（4）所得税等

信託資産の運用において発生し信託資産に帰属する所得に関する納税義務はなく、受益者に対する収益分配金支払時の所得税源泉徴収義務のみ発生します。

2. 投資有価証券明細表

当期末現在の投資有価証券の内訳は以下のとおりです（単位：千韓国ウォン）。

銘柄	数量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
有価証券市場上場：				
Hyundai Motor	7,976	1,530,260	1,818,528	7.60
LG Chemical	2,815	1,257,504	1,382,165	5.78
Hynix Semiconductor	50,153	1,366,485	1,316,516	5.50
Homan Petro Chemical	3,221	1,150,338	1,186,939	4.96
Samsung Electronics	1,245	1,170,979	1,055,760	4.41
NCSOFT	3,492	779,591	955,062	3.99
Daelim Industrial	8,676	929,473	937,008	3.92
LG Display	29,967	1,085,216	906,502	3.79
Hyundai Mobis	2,428	743,969	905,644	3.79
Hyundai Heavy Industries	1,811	834,917	806,801	3.37
KB Financial Group	14,312	833,066	718,462	3.00
Hanjin Heavy Industries and Construction	22,530	761,393	698,430	2.92
GS Engineering & Construction	5,862	693,187	688,785	2.88
Hyundai Engineering & Construction	7,790	625,199	640,338	2.68
OCI	1,329	607,221	579,444	2.42
Hyundai Steel	4,983	640,147	578,028	2.42
Hana Financial Group	14,411	609,180	534,648	2.24
Korean Air	7,811	503,744	523,337	2.19
GS	5,726	497,929	491,291	2.05
SK Innovation	2,144	454,851	469,536	1.96
SK C&C	2,838	378,215	385,968	1.61
Nexen Tire	21,040	267,238	375,564	1.57
Samsung Heavy Industries	7,752	293,193	352,328	1.47
Hyundai Marine & Fire Insurance	11,480	323,723	317,422	1.33
Green Cross Corp	1,903	271,145	314,947	1.32
Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering	7,270	334,216	314,428	1.31
Samsung Techwin	3,562	295,152	308,113	1.29
Samsung C&T	3,562	239,393	286,029	1.20
The Basic House	12,080	247,099	283,880	1.19
Korea Zinc	716	279,519	273,154	1.14
Shinhan Financial Group	5,520	273,998	272,136	1.14
Samsung Fire & Marine Insurance	1,140	265,790	271,320	1.13
Seah Besteel Corp	4,343	223,507	249,288	1.04
Kangwon Land	8,858	233,104	242,709	1.01
その他	18,265	400,113	395,945	1.66
	309,011	21,400,054	21,836,455	91.30
KOSDAQ市場上場：				
OCI Materials Co.	6,414	757,944	783,791	3.28
Celltrion Inc.	11,666	396,645	453,224	1.89
CJ O Shopping	1,139	263,092	259,350	1.08
Pyeong Hwa Automotive Co.	13,472	250,956	244,517	1.02
その他	37,539	323,162	340,978	1.43

	70,230	1,991,799	2,081,860	8.70
投資有価証券計	379,241	23,391,853	23,918,315	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成24年7月31日現在
資産総額	871,767,429 円
負債総額	9,549,019 円
純資産総額(-)	862,218,410 円
発行済口数	1,054,925,256 口
1口当たり純資産額(/)	0.8173 円
(1万口当たり純資産額	8,173 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成24年7月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

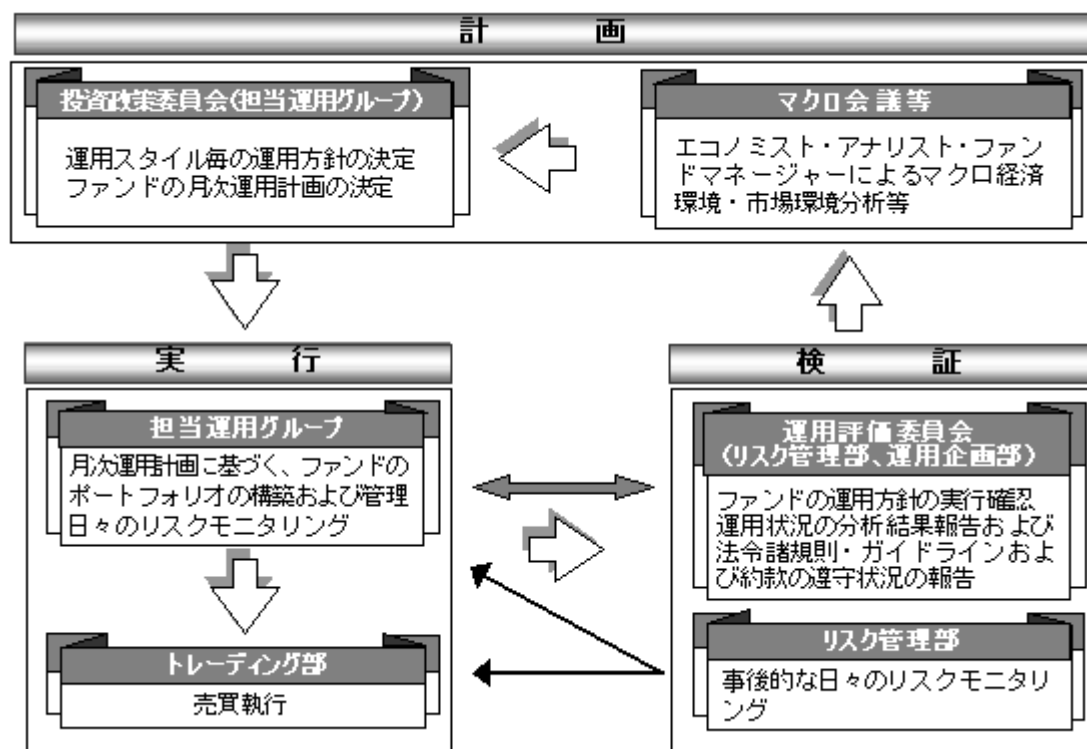
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年7月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	28 (1)	31,601 (5,180)
	追加型	317 (137)	4,550,786 (2,982,095)
	計	345 (138)	4,582,387 (2,987,275)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		345 (138)	4,582,387 (2,987,275)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 26 期 (平成23年3月31日)	第 27 期 (平成24年3月31日)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	2	17,127,600	15,970,870
有価証券		3,999,722	3,999,305
前払費用		264,910	259,411
未収入金		607,623	32,426
未収委託者報酬		3,712,698	3,392,765
未収運用受託報酬		326,523	305,910
未収投資助言報酬	2	412,606	452,618
未収収益		27,051	14,092
繰延税金資産		241,975	155,946
その他の流動資産		1,299	9,011
流動資産計		26,722,012	24,592,358
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	1		
建物		148,698	130,525
器具備品		232,209	201,264
有形固定資産合計		380,907	331,789
無形固定資産			
無形固定資産	1		
ソフトウェア		-	241,251
ソフトウェア仮勘定		-	32,852
電話加入権		138	126
商標権		4,216	2,271
無形固定資産合計		4,354	276,502
投資その他の資産			
投資有価証券		4,980,828	6,720,330
関係会社株式		234,921	234,921
長期差入保証金		681,432	681,196
長期前払費用		10,561	16,958
会員権		20,113	9,480
繰延税金資産		606,449	589,332
投資その他の資産合計		6,534,307	8,252,219
固定資産計		6,919,569	8,860,511
資産合計		33,641,581	33,452,870

	第 26 期 (平成23年3月31日)	第 27 期 (平成24年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	47,190	47,840
未払金		
未払収益分配金	681	403
未払償還金	21,638	106,771
未払手数料	2 1,971,626	1,893,658
その他未払金	64,551	86,141
未払費用	824,240	930,998
未払消費税等	126,666	35,683
未払法人税等	1,004,164	264,114
賞与引当金	327,914	279,981
その他の流動負債	-	10
流動負債計	4,388,674	3,645,603
固定負債		
退職給付引当金	1,310,821	1,489,315
固定負債計	1,310,821	1,489,315
負債合計	5,699,496	5,134,919
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計	17,202,602	17,612,639
株主資本計	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110,498	76,327
評価・換算差額等計	110,498	76,327
純資産合計	27,942,085	28,317,951
負債・純資産合計	33,641,581	33,452,870

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 26 期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第 27 期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	27,350,519	25,467,198
運用受託報酬	2,113,027	2,001,039
投資助言報酬	1,828,087	1,743,437
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	35,635	31,647
サービス支援手数料	234,885	99,134
その他	26,930	48,776
営業収益計	31,594,086	29,396,234
営業費用		
支払手数料	14,161,927	13,259,090
広告宣伝費	482,728	475,028
公告費	4,634	4,092
調査費		
調査費	537,254	503,839
委託調査費	2,115,042	2,285,064
営業雑経費		
通信費	34,433	35,155
印刷費	266,803	199,733
協会費	23,235	28,233
諸会費	11,346	12,025
情報機器関連費	2,066,205	1,855,475
販売促進費	27,670	28,021
その他	79,571	123,714
営業費用計	19,810,852	18,809,475
一般管理費		
給料		
役員報酬	155,867	154,738
給料・手当	4,342,937	4,427,312
賞与	983,434	937,970
賞与引当金繰入額	327,914	279,981
交際費	21,460	20,938
寄付金	31	10,026
事務委託費	220,738	245,311
旅費交通費	219,278	230,691
租税公課	87,674	80,136
不動産賃借料	677,468	683,098
退職給付費用	199,545	205,957
固定資産減価償却費	100,356	170,410
諸経費	250,817	268,760
一般管理費計	7,587,526	7,715,334

営業利益		4,195,707	2,871,423
営業外収益			
受取配当金		34,115	29,042
有価証券利息		3,603	3,731
受取利息	1	7,877	5,916
為替差益		4,753	-
時効成立分配金・償還金		3,076	3,563
原稿・講演料		3,485	2,745
還付加算金		1,645	-
雑収入		7,033	5,096
営業外収益計		65,590	50,095
営業外費用			
為替差損		-	15,834
時効成立後支払分配金・償還金		659	-
営業外費用計		659	15,834
経常利益		4,260,638	2,905,684
特別利益			
投資有価証券償還益		7	-
投資有価証券売却益		71,400	13,806
受取和解金		-	108,451
特別利益計		71,407	122,258
特別損失			
固定資産除却損	2	17,318	12,873
投資有価証券償還損		2,679	3,180
投資有価証券評価損		-	301
投資有価証券売却損		20,822	6,578
関係会社株式評価損		1,256	-
ゴルフ会員権評価損		-	10,633
特別損失計		42,077	33,566
税引前当期純利益		4,289,968	2,994,376
法人税、住民税及び事業税		1,852,053	1,195,768
法人税等調整額		93,549	136,130
法人税等合計		1,758,503	1,331,898
当期純利益		2,531,465	1,662,477

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第 26 期 （ 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 ）	第 27 期 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 ）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
当期首残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,172,932	15,381,398
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計		
当期首残高	15,994,137	17,202,602
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	17,202,602	17,612,639
株主資本合計		
当期首残高	26,623,121	27,831,586
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477

当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
評価・換算差額合計		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
純資産合計		
当期首残高	26,705,677	27,942,085
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	1,236,407	375,866
当期末残高	27,942,085	28,317,951

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 191,415千円</p> <p>器具備品 774,482千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 95千円</p> <p>商標権 15,226千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 210,710千円</p> <p>器具備品 624,552千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 127,910千円</p> <p>電話加入権 107千円</p> <p>商標権 17,170千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 11,201,422千円</p> <p>未収投資助言報酬 293,061千円</p> <p>未払手数料 469,104千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,360,214千円</p> <p>未収投資助言報酬 283,244千円</p> <p>未払手数料 436,830千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>
<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。</p>	<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額56,653千円の支払保証を行っております。</p>

(損益計算書関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 3,867千円</p>	<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 2,455千円</p>
<p>2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円であります。</p>	<p>2 固定資産除却損は、器具備品12,873千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年6月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成24年6月25日開催の第27回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(リース取引関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 1年超 958,593 合計 1,631,293	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,641 1年超 286,301 合計 958,942

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,970,870	15,970,870	-
(2)未収委託者報酬	3,392,765	3,392,765	-
(3)未収運用受託報酬	305,910	305,910	-
(4)未収投資助言報酬	452,618	452,618	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,305	3,999,200	105
その他有価証券	6,671,589	6,671,589	-
(6)長期差入保証金	681,196	681,196	-
資産計	31,474,256	31,474,150	105
(1)未払金			
未払手数料	1,893,658	1,893,658	-
負債計	1,893,658	1,893,658	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,970,870	-	-	-
未収委託者報酬	3,392,765	-	-	-
未収運用受託報酬	305,910	-	-	-
未収投資助言報酬	452,618	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,877	667,318	-	-
合計	24,136,043	667,318	-	-

(有価証券関係)

第26期(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,845,387	71,400	20,822

第27期(平成24年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,305	3,999,200	105
小計	3,999,305	3,999,200	105
合計	3,999,305	3,999,200	105

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,635,097	4,387,713	247,384
小計	4,635,097	4,387,713	247,384
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,036,491	2,170,148	133,657
小計	2,036,491	2,170,148	133,657
合計	6,671,589	6,557,862	113,727

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、301千円です。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,012,727	13,806	6,578

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>																				
<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,310,821</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,310,821</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,310,821	退職給付引当金	1,310,821	<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,489,315</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,489,315</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,489,315	退職給付引当金	1,489,315												
退職給付債務	1,310,821																				
退職給付引当金	1,310,821																				
退職給付債務	1,489,315																				
退職給付引当金	1,489,315																				
<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">160,751</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">17,066</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,439</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15,287</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">199,545</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	15,287	退職給付費用	199,545	<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">167,222</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,662</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,053</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14,018</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">205,957</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	167,222	利息費用	19,662	数理計算上の差異の費用処理額	5,053	その他	14,018	退職給付費用	205,957
勤務費用	160,751																				
利息費用	17,066																				
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																				
その他	15,287																				
退職給付費用	199,545																				
勤務費用	167,222																				
利息費用	19,662																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,053																				
その他	14,018																				
退職給付費用	205,957																				
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%																
割引率	1.5%																				
割引率	1.5%																				

(税効果会計関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
133,428	106,421
未払社会保険料	未払社会保険料
14,807	12,691
未払事業税	未払事業税
83,126	27,381
未払事業所税	未払事業所税
6,378	5,808
その他	その他
4,235	3,644
繰延税金資産計	繰延税金資産計
241,975	155,946
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
241,975	155,946
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
241,975	155,946
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金	退職給付引当金
533,373	530,792
ソフトウェア償却	ソフトウェア償却
141,119	95,129
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
71,023	61,204
特定外国子会社留保金額	特定外国子会社留保金額
247,489	222,604
その他	その他
4,925	7,328
繰延税金資産計	繰延税金資産計
997,931	917,059
評価性引当額	評価性引当額
321,097	290,326
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
676,833	626,732
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
70,383	37,399
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
70,383	37,399
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
606,449	589,332
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	(%)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	法定実効税率
	40.6
	(調整)
	評価性引当額の増減
	1.0
	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.3
	住民税均等割等
	0.2
	外国税額控除
	0.5
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
	4.5
	その他
	0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	44.4

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が88,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が93,662千円、その他有価証券評価差額金が5,299千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第26期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第27期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	25,467,198	2,001,039	1,743,437	184,558	29,396,234

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者情報)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーポリアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1.親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	220,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,082,284	未収投資 助言報酬	283,244
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,294,733	未払手数料	345,061

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	1,765,986	未払手数料	264,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭	1株当たり純資産額 1,605,326円06銭 1株当たり当期純利益 94,244円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 28,317,951千円 普通株式に係る純資産額 28,317,951千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,662,477千円 普通株式に係る当期純利益 1,662,477千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成24年3月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成24年3月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 S M B C 日興証券株式会社

（ロ）資本金の額 10,000百万円（平成24年3月末現在）

（ハ）事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成23年12月28日	臨時報告書
平成24年3月15日	有価証券報告書
平成24年3月15日	有価証券届出書
平成24年3月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年8月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）の平成23年12月20日から平成24年6月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アジア高成長内需関連ファンド（毎月決算型）の平成24年6月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。